

地域密着型介護サービス事業者における事故発生時の報告取扱要綱

1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。）の規定に基づき指定地域密着型介護サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者における、利用者または入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の保険者に対する報告の取扱いを定めるとともに、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを目的とする。

2 対象

地域密着型介護サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者（以下「事業者」という）が行う介護保険適用サービスとする。

3 報告の範囲

各事業者は次に該当する場合、報告を行うこととする。

なお、事故が発生した場合は、直ちに電話又FAX等により第一報を行い、後に文書により報告すること。特に食中毒及び感染症については、初動の遅れにより発症者が広まる恐れがあるため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いもたれた時点で第一報を行うこと。

(1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故の発生

※1 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所・入所サービスにおいては、事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

※2 けがの程度については、医療機関で受診を要したものの、家族等に連絡したもののとする。

※3 事業者側の過失の有無は問わない。

※4 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、報告すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

※1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要綱にも従い報告すること。

※2 感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1,2,3、及び4類とする。ただし、5類であっても、インフルエンザ等が施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合には、報告すること。

(3) 職員(従業員)の法令違反、不祥事等の発生

※ 利用者からの預かり金の横領など利用者の処遇に影響のあるものについては、報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

4 報告

各事業者は、3で定める事故が発生した場合は、保険者へ速やかに報告すること。

※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱に、十分注意すること。

5 報告の書式

別紙1「介護保険事業者事故報告書」を標準とする。

ただし、食中毒及び感染症、結核の発生については別紙2「介護保険事業者事故報告書(感染症等)」を標準とし、病原体が確定する前であっても症状からその疑いがもたれた時点で速やかに第一報を行う。さらに事態が終息した時点で、同じく別紙2を用い対応報告を行うこと。

6 報告の手順

(1) 事故が発生した場合には、速やかにその事故の概要について、保険者へ電話又はFAXで報告する(第一報)。

(2) 報告書の提出先は、五所川原市福祉部介護福祉課とする。

(3) 処理の経過を含めて、定められた書式を用いて文書で報告すること。

※ (1)(2)(3)の順に同じ書式を利用し、埋めていく形でもよい。

附 則

この要綱は、平成21年3月12日から施行する。